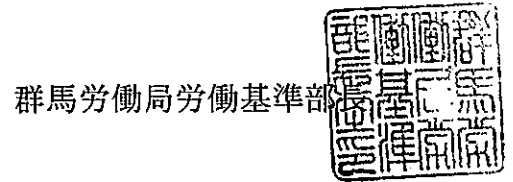




群労基発 0805 第 1 号
令和 4 年 8 月 5 日

関係事業者団体等代表者 殿



「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」の周知依頼について

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、群馬労働局においては、トラック運転者の労働時間改善に向け、荷主やトラック運送事業者に向けたガイドラインやリーフレットの周知等の取組を行ってきたところですが、トラック運転者の長時間労働の背景には、荷主都合による荷待ち時間などの実態があり、トラック運送事業者の努力のみでは改善することが困難な状況にあることから、運送事業者による労務管理改善だけでなく、荷主との取引環境の改善も併せて行う必要があります。

また、自動車運転者の拘束時間の上限等を定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について、過労死等の防止の観点から、現在見直しに向けた検討が進められており、働き方改革関連法による改正労働基準法による時間外労働の上限規制（年 960 時間）とともに、令和 6 年 4 月から適用される予定であることから、トラック運転者の長時間労働改善のための取組を一層強力に推進する必要があります。

つきましては、厚生労働省委託事業「令和 4 年度自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業」において、運送事業者や荷主に向けた「トラック運転者の長時間労働改善のための相談センター」を令和 4 年 8 月 1 日に設置いたしましたので、貴団体傘下の団体・企業又は構成組織等に対し、リーフレット「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」の配布や広報誌、ホームページ等への掲載等による周知につきまして、特段の御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、改正労働基準法の関係では、月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の引上げが、令和 5 年 4 月 1 日から中小事業主にも適用されることとなりますので、リーフレット「月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます」の配布等により、併せて、周知のご協力をお願いいたします。

- ・【リーフレット】トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター
URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000968515.pdf>
- ・【リーフレット】月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます
URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf>

- ・トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト
URL: <https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

(ご参考)

トラック運転者の長時間労働の実態や、改善に向けた取組、施策を周知することを目的として開設されたポータルサイトです。荷主や運送事業者等に対する情報を随時掲載しています。

※ 上記リーフレットについて、紙媒体の送付を希望される場合には、以下の連絡先までお問い合わせをお願いいたします。

問合せ先：群馬労働局労働基準部監督課（027-896-4735）